

令和6年度第1回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 次第

日時：令和6年6月28日（金）午後3時
場所：大手公民館2階 視聴覚室

1 開 会

2 部長あいさつ

3 正副会長の選出

4 議 事

(1) 報告事項

ア 令和5年度各種事業報告について

- ・ 新・松本市放課後子ども総合プラン関係事業 【資料1】
- ・ こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業） 【資料2】
- ・ 幼稚園・保育園等の利用者状況 【資料3】

(2) 協議事項

ア 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について

- ・ 次期計画の骨子案 【資料4】
- イ 子育てに関する調査結果について
 - ・ 各種調査結果と課題の整理 【資料5】

5 その他

6 閉 会

令和6年度松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

区分	氏名	団体・役職等	備考
有識者	平林 優子	信州大学 医学部保健学科 教授	
	田中 秀明	松本短期大学 幼児保育学科 教授	
児童福祉関係機関	山口 圭子	長野県松本児童相談所 所長	新規
	海野 暁光	私立保育園・認定こども園	
	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟 会長（白百合幼稚園）	新規
	梅田 久仁	松本市小学校校長会 会長（菅野小学校）	新規
	高津 千代子	児童館長代表 （NPO法人ワーカーズコープ松本事業所）	新規
	福地 健司	松本市学童保育連絡協議会 事務局	
	一ノ瀬 知佐子	松本市民生児童委員協議会 副会長	
	矢野 麻美	松本市PTA連合会 会長	新規
	柳田 枝里子	松本市保育園保護者会連盟 会長	新規
公募	久保田 由美	松本市民 （ファミリー・サポート・センター協力会員）	

合計 12名

(報告事項)

新・松本市放課後子ども総合プラン関係事業について

1 趣旨

新・松本市放課後子ども総合プランに基づく関係事業について報告するものです。

2 令和5年度の事業報告

(1) 明善児童センターの新設及び寿台児童館・内田児童館の用途廃止について

寿台児童館の老朽化と内田児童館の狭隘化に伴い、両館を統合した明善児童センターを明善小学校敷地内に新設（令和6年2月16日竣工）し、令和6年4月1日から供用を開始しました。学校敷地内に初めて設置し、児童の安全性と利便性の向上を図りました。

なお、用途廃止した寿台児童館は、寿台地区での活用を検討し、内田児童館は、隣接している内田保育園での活用を検討しています。

(2) 山辺放課後児童クラブの保育室移転について

山辺小学校内の普通教室4教室を利用して山辺放課後児童クラブを運営していましたが、令和6年4月1日から学校の都合により普通教室1室を返還し、普通教室3室とプレイルームを利用して山辺放課後児童クラブを運営しています。

新たに保育室として利用するプレイルームには、エアコン等を設置し環境を整備しました。

3 今後の展開について

(1) 放課後預かり施設の整備

ア 老朽化する児童館・児童センターを計画的に改修するための計画を作成し、放課後預かり施設の整備を計画的に進めます。

イ 環境の向上を図るため、遊戯室へのエアコン設置及びトイレの洋式化等を計画的に進めます。

(2) 放課後子ども教室の取組状況

現在4か所で実施していますが、関係機関と協議を進めた結果、今年度に1か所拡充することとなりました。

なお、国の推奨する学校の空き教室の活用による会場の確保や放課後児童クラブとの一体型の教室開設については課題があるため、今後、改めて検討します。

4 新・松本市放課後子ども総合プランについて

令和6年度をもって「新・松本市放課後子ども総合プラン」は終了することとなります。

令和7年度以降につきましては、現在策定中の「松本市子ども・子育て支援事業計画」に「新・松本市放課後子ども総合プラン」の内容を加え、継続して実施していきたいと考えています。

(報告事項)

こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業）について

1 趣旨

この事業では、乳児のいる家庭の孤立や育児ストレスによる虐待の発生を予防し、乳児の健やかな育ちを支援するため、平成21年度から民生・児童委員等による家庭訪問を実施しています。 ※実績は、1月～12月の集計となります。

2 訪問結果

年	全対象児	訪問実施数	訪問者内訳		訪問時不在数	不在理由	
5	1,503人	1,040人	民生・児童委員	1,040人	165人 (11.0%)	里帰り・転出等	121人
		(69.2%)	保健師等	0人		訪問中止・辞退	44人
4	1,647人	228人	民生・児童委員	228人	59人 (2.6%)	里帰り・転出等	17人
		(13.8%)	保健師等	0人		訪問中止・辞退	42人
3	1,530人	664人	民生・児童委員	664人	116人 (7.6%)	里帰り・転出等	83人
		(43.4%)	保健師等	0人		訪問辞退	33人
2	1,679人	626人	民生・児童委員	626人	94人 (5.6%)	里帰り・転出等	89人
		(37.3%)	保健師等	0人		訪問辞退	5人

(1) 新型コロナウイルス対策により訪問を中止し郵送で対応した期間

令和2年 3月～ 9月

令和3年 8月～10月

令和4年 1月中旬～6月、 8月～12月

令和5年 1月～2月

(2) 訪問時不在家庭のうち、転出した家庭以外は健康づくり課が4か月健診、10か月健診等で対象児全員を確認しました。

3 「お母さんの気持ち質問票」結果

お母さんの気持ち質問票（エジンバラ産後うつ質問票）により、産後うつの疑いのある母子、育児不安を抱える母子、育児支援サービスの紹介等フォローが必要な母子を早期発見し、保健師による訪問、電話相談等につなげています。

年	全対象児	回収数	結果	
			支援の必要なし	支援の必要あり
5	1,503人	1,137人	1,078人	59人
		(75.6%)	(94.8%)	(5.2%)
4	1,647人	1,044人	985人	59人
		(63.4%)	(94.3%)	(5.7%)

3	1,530 人	1,088 人	1,015 人	73 人
		(71.1%)	(93.3%)	(6.7%)
2	1,679 人	1,247 人	1,169 人	78 人
		(74.3%)	(93.7%)	(6.3%)

4 事業に関する保護者からの意見（4か月児健診時のアンケートより一部抜粋）

- ・低月齢の時期に外出したり、人と話す機会がなく、気持ちが落込みそうでしたが、元気な民生委員さんが来てくれてすっきりしました。
- ・地域で行っている行事や場所等を知らなかったなので、教えてもらえて良かったです。
- ・ミルク育児であることについて少し気に障る言葉を言われました。様々な理由があると思うので、あまり立ち入ってほしくなかったです。

(報告事項)

幼稚園・保育園等の利用者状況について

1 趣旨

令和3年度から令和5年度までの幼稚園・保育園等の利用状況を報告するものです。

2 申込状況

少子化により児童数が緩やかに減少するなか、3歳未満児の保育需要は、増加傾向にあります。

(1) 幼稚園及び認定こども園を利用する、保育の必要性がない子ども

(単位：人)

年 度*1	幼稚園			合 計*2
	3歳	4歳	5歳	
3	596	609	635	1,840 (1,891)
4	623	571	618	1,812 (1,831)
5	558	560	527	1,645 (1,770)
R4-R3	27	△38	△17	△28
R5-R4	△65	△11	△91	△167

*1各年度・・・入園式時点「子ども・子育て支援新制度」外の園を含む。

*2 () は、松本市子ども・子育て支援事業計画上の量の見込み (2)同様)

(2) 保育園及び認定こども園を利用する、保育の必要性がある子ども

(単位：人)

年 度 *3	3歳未満児				3歳以上児				合 計
	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
3	126	618	846	1,590 (1,848)	1,191	1,412	1,384	3,987 (3,831)	5,577 (5,679)
4	153	586	822	1,561 (1,891)	1,263	1,242	1,438	3,943 (3,771)	5,504 (5,662)
5	131	595	824	1,550 (1,932)	1,203	1,316	1,277	3,796 (3,709)	5,346 (5,641)
R4-R3	27	△32	△24	△29	72	△170	54	△44	△73
R5-R4	△22	9	2	△11	△60	74	△161	△147	△158

*3 各年度4月1日現在

3 待機児童数

令和3年	4月1日現在	待機児童	2名	潜在的待機児童 ^{*4}	33名
令和4年	4月1日現在	待機児童	4名	潜在的待機児童	49名
令和5年	4月1日現在	待機児童	5名	潜在的待機児童	49名

(待機児童は全て3歳未満児)

^{*4} 特定の保育所等を希望し、待機している者等

4 3歳未満児の保育需要増加について考えられる主な要因

(1) 働く母親の増加

女性の社会進出などの社会情勢の変化から、子育てをしながら働く母親が増加している。

(2) 育児休業からの復帰

平成29年10月より、保育園等への入園ができなかった場合、満2歳まで育児休業が延長できるように国の制度改正が行われましたが、年度中途の入園が困難であることから、満2歳まで育児休業を取得せず、4月入園を希望する者がいる。

(3) 入園希望者の早期化

年度中途の入園が困難であることが広く認知され、結果として、お子さんの早期入園を希望する家庭が増えている。

5 本市の対応

全国的な保育士不足の中、国の基準を上回る市の保育士配置基準^{*5}を維持しながら、増加傾向にある3歳未満児の保育需要に对应していくことは厳しい状況にあります。

本市では安定的に保育士を確保するため、保育園等で働く方への処遇改善等を行っています。具体的には、正規保育士の採用増、保育園業務のICT化、保育室等へのエアコン設置などを行い、働きやすい環境整備に努めました。

また、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、「選べる子育て」の視点から、「保育園に入園している世帯の支援」と「家庭で保育している世帯の支援」を両輪とし、取り組んでいます。

具体的な支援策としては、「保育園に入園している世帯の支援」として、令和5年度に単独で通園する第2子保育料の軽減、入園要件の見直しを行い、「家庭で保育している世帯の支援」として、令和4年度から一時預かりを無料で5日間利用することができる3歳未満児家庭サポートクーポンを配布しています。

今後も、誰もが安心して子どもを産み、育てることのできるまちの実現に向け、子育て世帯に対する支援事業の改善・充実に取り組んでいきます。

^{*5} 1歳児3人につき1人。国基準では6人につき1人（0歳児は3人につき1人）

松本市こども・子育て支援事業計画策定

次期計画の骨子案

本書の構成

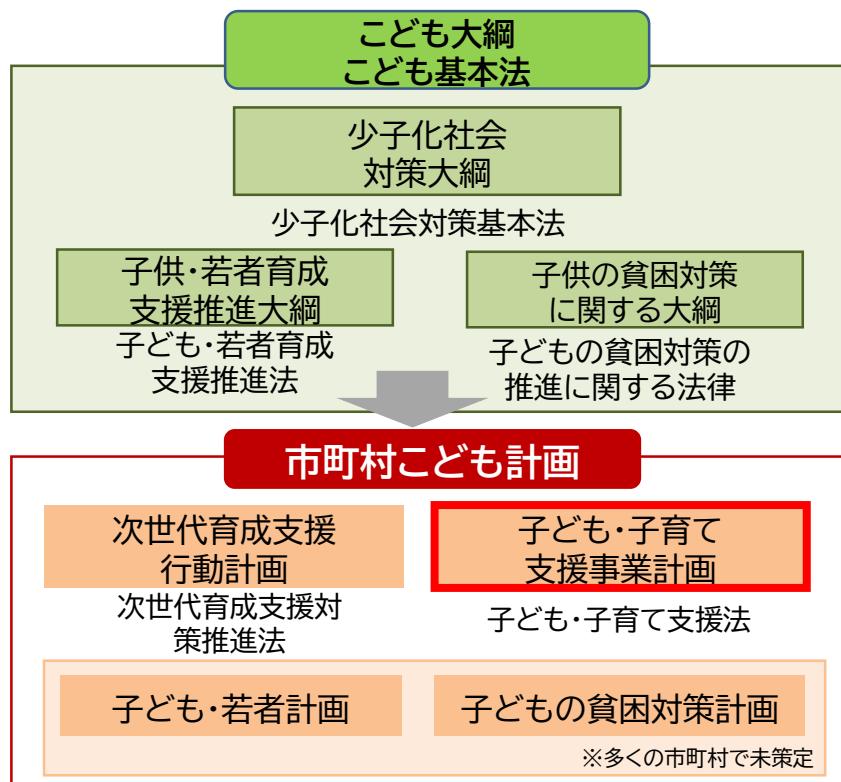
1. 計画策定の背景と考え方
2. 次期計画に盛り込む内容
3. 計画の主な変更点
4. 基本理念／基本目標／事業計画の構成

1. 計画策定の背景と考え方

(1) 子ども・子育て施策をめぐる国の動き

- 国は、内閣府や厚生労働省が担っていた子ども・子育て分野の一元化を進めるため、令和5年4月にこども家庭庁を設置しました。令和5年12月には、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」を閣議決定し、市町村にこども計画の策定を求めています（努力義務）。
- 「こども大綱」ではこども施策に関する基本的な方針が示され、子育て支援のみならず、こども・若者の成長や学び、生活基盤の安定化、結婚、子育ての希望を叶えることが示されています。
- これらを実現するためには「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」の施策に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策についての計画」と一体的に策定することが求められています。

図表1 国が進めるこども施策の一元化の全体像



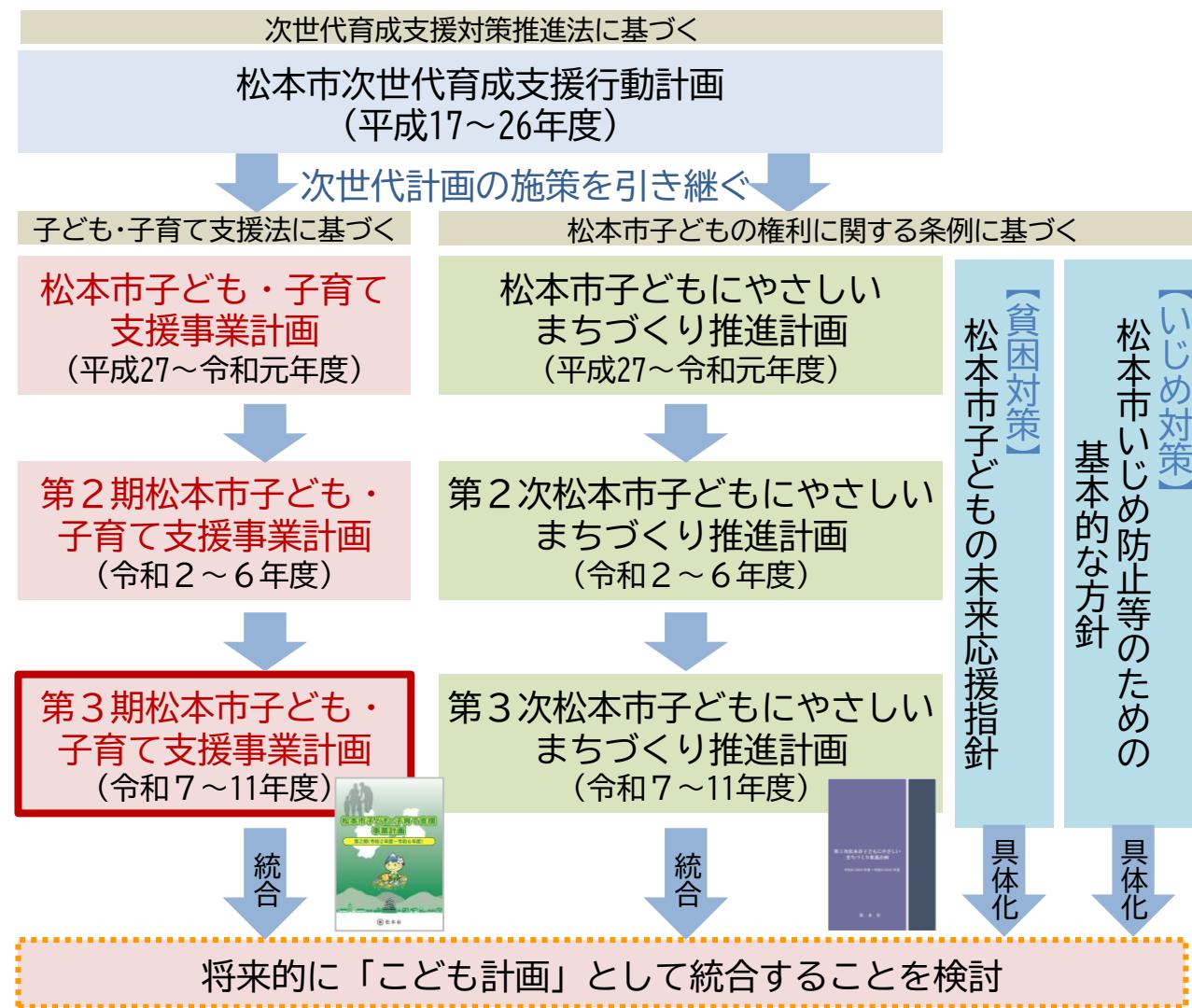
3つの大綱を「こども大綱」に一元化

「子ども・子育て支援事業計画」も市町村こども計画に一体的に盛り込む方向が示されている

(2) 松本市のこれまでの策定経過と次期計画の考え方

- 松本市では、「次世代育成支援行動計画」（以下、次世代計画）を引き継ぐ形で、平成27年度以降、子ども関連施策を「松本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、支援事業計画）と「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（以下、やさしいまちづくり計画）の2つの計画で推進してきました。
- 今回策定する第3期松本市子ども・子育て支援事業計画（以下、次期計画）までは従来通り個別計画として更新し、将来的には、「松本市子どもの未来応援指針」や「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」に示される子どもの貧困やいじめ問題対策等も含め、こども計画として一元化する方向で検討します。

図表2 松本市の子どもに関わる計画等の策定経過



2. 次期計画に盛り込む内容

(1) 次期計画の位置づけと支援の対象

- 次期計画は、過去2期と同様、**小学生までの児童と家庭を対象**とします。
- 最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、子ども施策分野の他計画や関連分野（地域福祉、健康づくり、食育、障がいなど）の個別計画と連携しながら施策・事業を展開します。
- また、次期計画では、本市の放課後児童対策を定める「**松本市放課後子どもプラン※1**」を統合し、一体的に策定します。

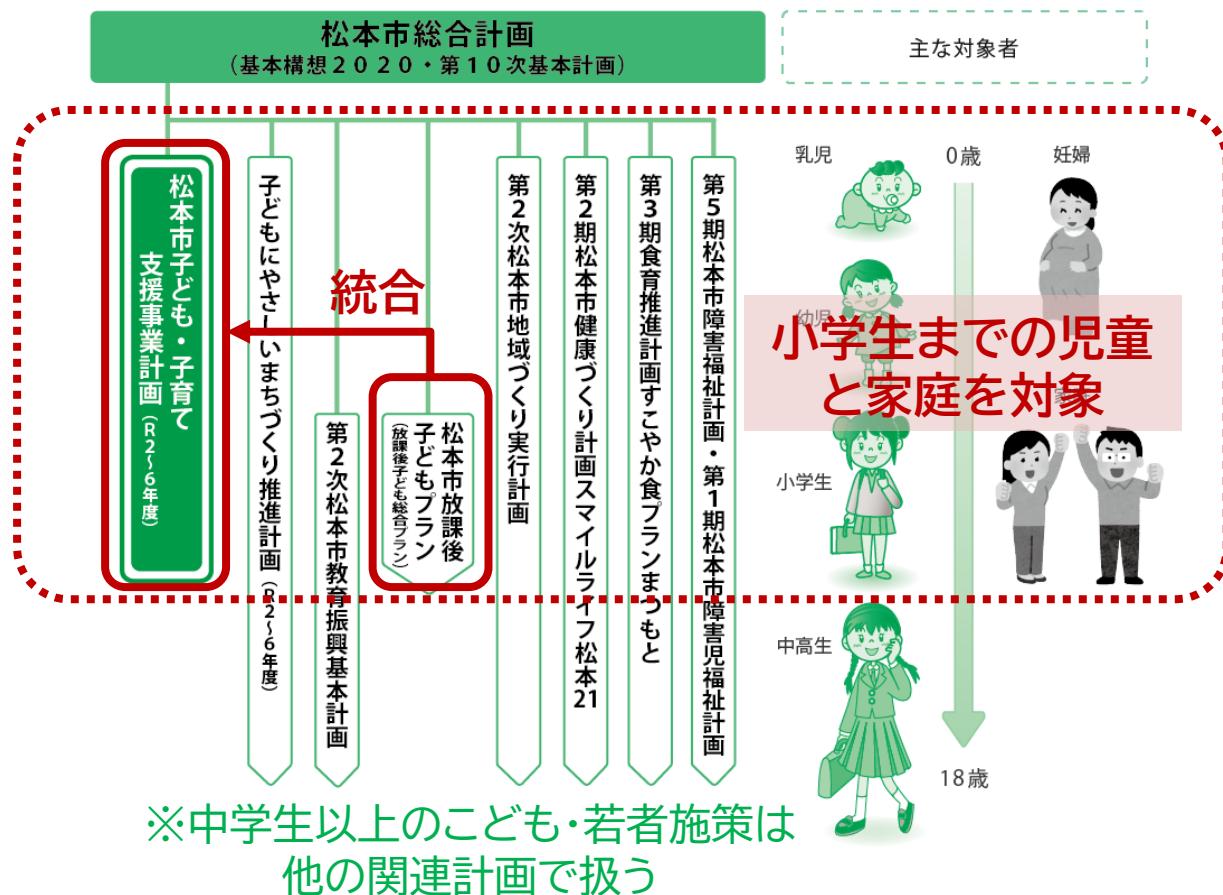
※1 国の動向に合わせ、本市では平成19年度から策定。平成28年度に「松本市放課後子ども総合プラン」に移行し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業を実施してきた

(2) 次期計画が担う役割と施策の範囲

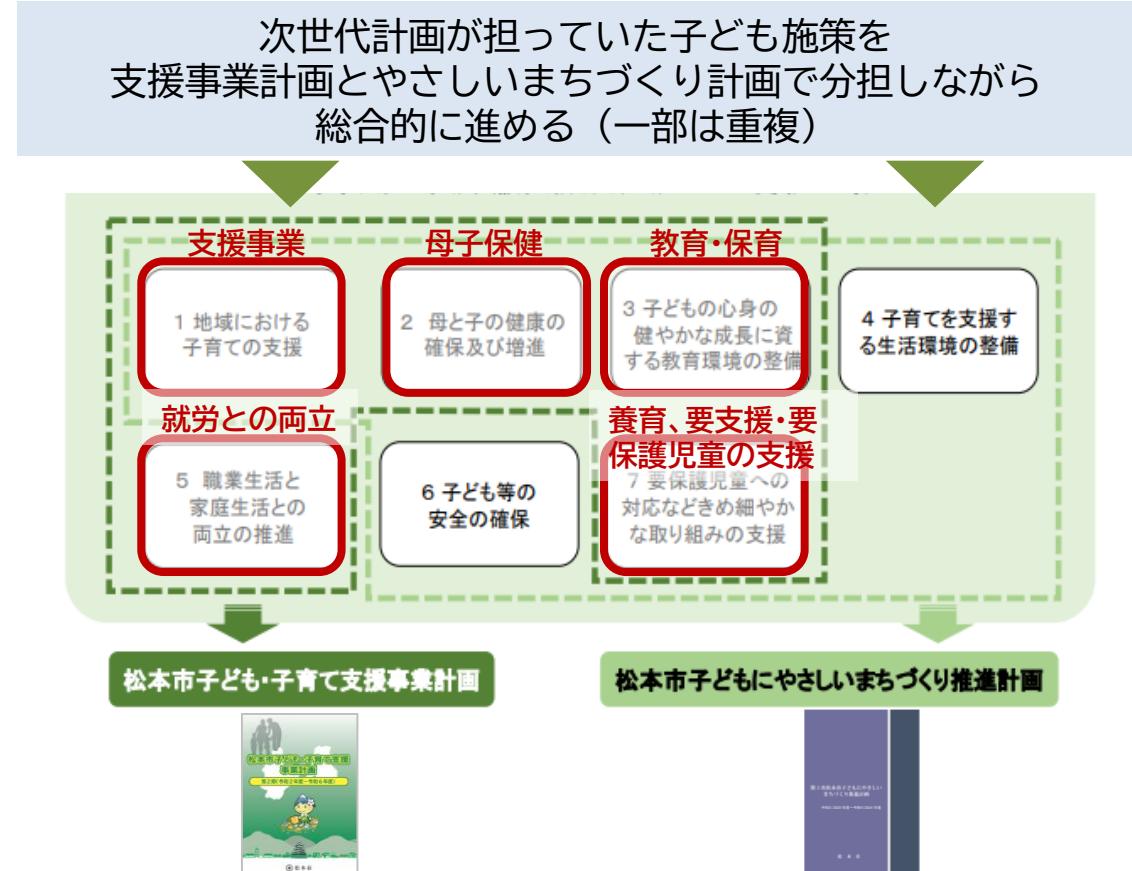
- 前ページに示したように、本市では「松本市次世代育成支援行動計画」の子ども施策を主に支援事業計画とやさしいまちづくり推進計画が引継ぎ、担ってきました。
- 子ども・子育て支援法に基づき、従来通り、支援事業計画は**幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業※2の需給計画としての役割と、仕事と家庭の両立を実現する環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）**を主に担うものとしします。

※2 地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ実施する事業で、母子保健や養育支援、短期支援、一時預かりや病児保育、放課後児童対策などの事業が含まれる

図表3 支援事業計画の位置づけ



図表4 支援事業計画が扱う施策の範囲



3. 計画の主な変更点

現行計画の構成

- 第1章 計画の趣旨
 - 1 計画策定の背景と目的
 - 2 計画の性格と位置付け
 - 3 松本市の子育て分野の計画の前提
 - 4 計画の期間
- 第2章 子ども・子育てをめぐる現状
 - 1 人口・世帯の動向
 - 2 家庭の状況
 - 3 子育て支援サービスの状況
 - 4 子育て支援へのニーズ
 - 5 第1期計画の達成状況
- 第3章 計画策定の方向性
 - 1 基本理念
 - 2 基本目標
 - 3 事業計画の構成
 - 4 関連計画の施策の方向性と関連事業
- 第4章 事業計画
 - 1 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域
 - 2 基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
 - 3 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実
 - 4 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進
- 第5章 計画の推進体制
 - 1 推進体制
 - 2 計画の点検・評価
- 資料編
 - 1 本計画の策定経過
 - 2 松本市子ども・子育て会議委員名簿
 - 3 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果
 - 4 ニーズ調査による量の見込みの算出方法

次期計画での変更点

- **計画の基本的事項**
 - ・国が示すこども計画への移行や県の動向等を踏まえ、計画の策定背景を更新する
 - ・市としての計画の範囲、位置づけの考え方を明示する
- **現状・課題**
 - ・統計データやアンケート結果を更新し、課題をまとめる
 - ・現行計画の達成状況を整理する
- **計画の方向性と施策体系**
 - 基本理念や基本目標、施策体系の見直し検討
- **事業の見直し**
 - 市の子育て支援の現状・課題を踏まえ、事業の内容(縮小・強化、実施方法の見直し等)を検討
 - 「放課後児童健全育成事業」の部分を「新・放課後子どもプラン」として位置付ける
- **見込量と確保策**
 - 人口推計とアンケート結果からニーズ量を算出し、適切な見込み量と確保策を設定する
- **推進体制**
 - こども家庭センターの設置や児童福祉との連携強化の視点を加える

4. 基本理念／基本目標／事業計画の構成

(1) 基本理念

- 松本市では、平成25年4月に施行された「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を実現していくため、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを目指しています。
- 支援事業計画においても、**条例の理念を掲げながら、「育ちあい、支えあい、分かちあい」を加え、質の高い教育・保育環境や子育てしやすい環境づくりを目指してきました。**次期計画においてもこの理念と考え方を継承していきます。

すべての子どもにやさしいまち

－育ちあい、支えあい、分かちあい－

一人ひとりの子どもの「いのち」を大切にしたい子ども支援により、子どもが一市民として尊重され、子どもの権利が守られた「子どものための最善の利益」が実現する社会を目指します。

あわせて、松本市が培ってきた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を維持・向上させ、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」に今後も取り組みます。

また、親子が共に育つ教育・保育環境を整えるとともに、子育て世帯が、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現するような環境づくりを推進しながら、子どもの健全な成長を、子育て世帯だけでなく職場や地域が重層的に支え合い、その喜びを分かち合う社会の実現を目指します。

松本市子どもの権利に関する条例(前文)

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どももいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子どもも愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子どもも松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子どもも地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子どもも自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どももいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

(2) 基本目標

- 2ページの(2)に示すように、本計画の役割は、幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を質・量の両面から適切に提供することと、仕事と子育ての両立支援が大きな柱といえます。
- そこで、第1期、第2期とも、以下の3つを基本目標に掲げ、事業を展開してきました。
- この10年で子育て環境や保護者の働き方、子育て意識に変化がみられますが、計画の大きな柱としての基本目標は変更せずに、各基本目標に含まれる事業において、こうした時代変化等に対応します。

■基本目標1

質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

【育ちあい・支えあい】

■基本目標2

地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

【育ちあい・支えあい】

■基本目標3

ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進

【支えあい・分かちあい】

(3) 事業計画の構成

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

強化などの事業の方向性・追加検討すべき記載

1 基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 教育・保育給付対象事業の推進

(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）

→ 待機児童が発生している**3号認定保育の充実**

(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携等に係る事項（保育課）

→ **3歳未満児保育料の一部無償化**への取組の追加

2 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実 地域子ども・子育て支援事業の推進

【新規】
令和8年度から開始予定の「**こども誰でも通園制度**」への対応
→ 必要定員総数や量の見込み等を定める

(1) 利用者支援事業（健康づくり課、こども育成課、保育課）

(2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）

(3) 妊婦健康診査（健康づくり課）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）

(5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業(こども福祉課)

→ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能と**こども家庭センター**の役割・機能の連動

(6) 子育て短期支援事業（こども福祉課）

→ **里親**へのショートステイ事業の委託について検討

(7) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）

(8) 一時預かり事業（保育課）

→ キャンセル待ちが発生しているため、**提供体制の強化**を検討

(9) 延長保育事業（保育課）

(10) 病児・病後児保育事業（こども育成課）

(11) 放課後児童健全育成事業（こども育成課） **新・放課後子ども総合プラン**

→ **新・放課後子ども総合プラン**を満たす内容に記載を追加
→ 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策だけでなく、放課後児童クラブ(児童センター・児童館等)と放課後子ども教室(児童育成クラブ)の整備目標や両事業の連携のための具体的方策等を盛り込む

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

3 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進 関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等に関する施策

→ **働き方改革の最新の動向**や**保護者の就労実態・子育て意識の変化**等を踏まえた記述の追加

松本市子ども・子育て支援事業計画策定 各種調査結果と課題の整理

本書の構成

I. 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 子どもの数
2. 保護者の就労の状況
3. 要支援・要保護児童等の状況
4. 子育ての環境
5. 子育てについての意識
6. 保育の考え方・ニーズ

II. 子育て支援事業の振り返り

1. 主な子育て支援事業・サービスの利用状況
2. 現行計画の施策・事業評価

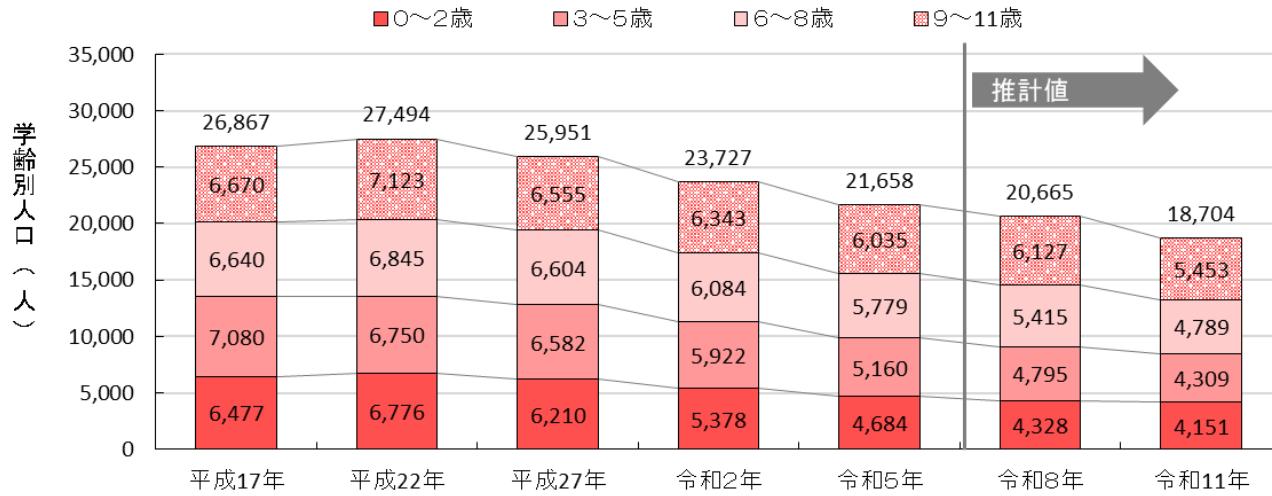
III. 課題のまとめ

2024年6月

I. 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 子どもの数

① 児童数の推移と将来推計

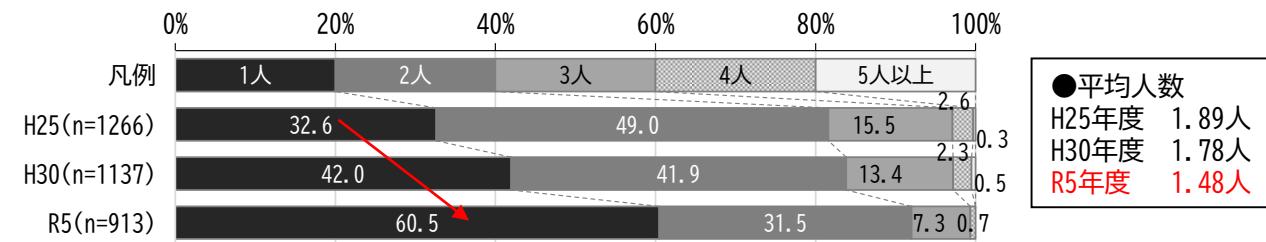


出典：総務省「国勢調査」。令和5年は住民基本台帳。推計は国立社会保障・人口問題研究所の「令和5年推計」をベースに算出

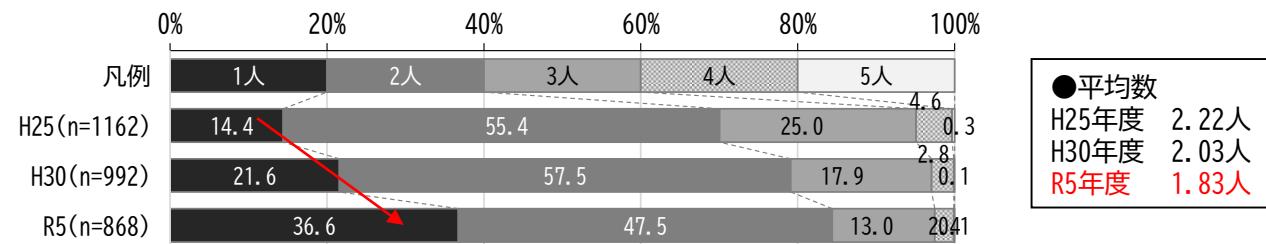
➤ 児童数(0~11歳)は平成22年をピークに減少傾向にあり、次期計画期間の最終年度である令和11年には20,000人を下回ると推計される

④ 子育て家庭における子どもの人数

【未就学児保護者】



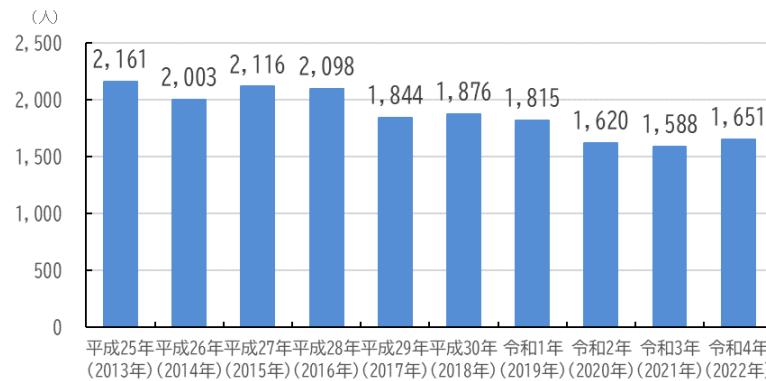
【小学生保護者】



出典：松本市「子育てに関する調査」

➤ 子どもが1人の世帯が未就学児世帯では6割を超えている
 ➤ 未就学児・小学生の世帯ともに、子どもの平均人数が減少しており、令和5年度調査では未就学児世帯で1.48人、小学生世帯で1.83人と過去最少となった

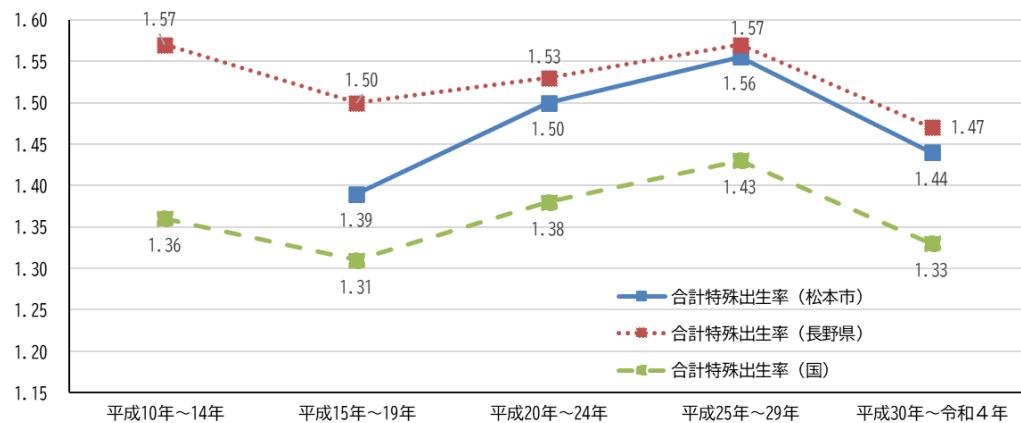
② 出生数の推移



➤ 出生数は徐々に減少しており、10年間で約500人の減少がみられる(23.6%減)

出典：長野県「毎月人口異動調査」

③ 合計特殊出生率の推移

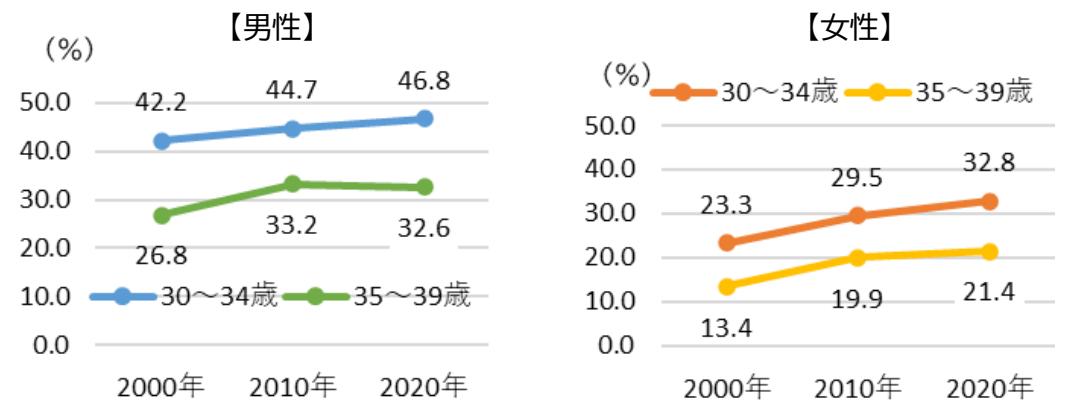


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

➤ 合計特殊出生率は回復傾向にあったが、最新統計では1.44まで減少した

【参考】松本市の30代未婚率

➤ 女性の30代未婚率が過去最高となっている

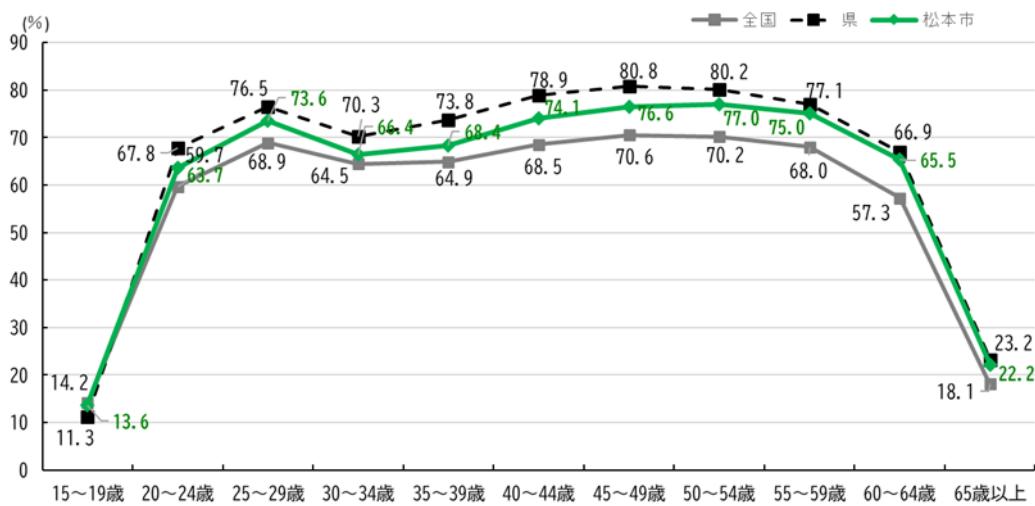


出典：総務省「国勢調査」

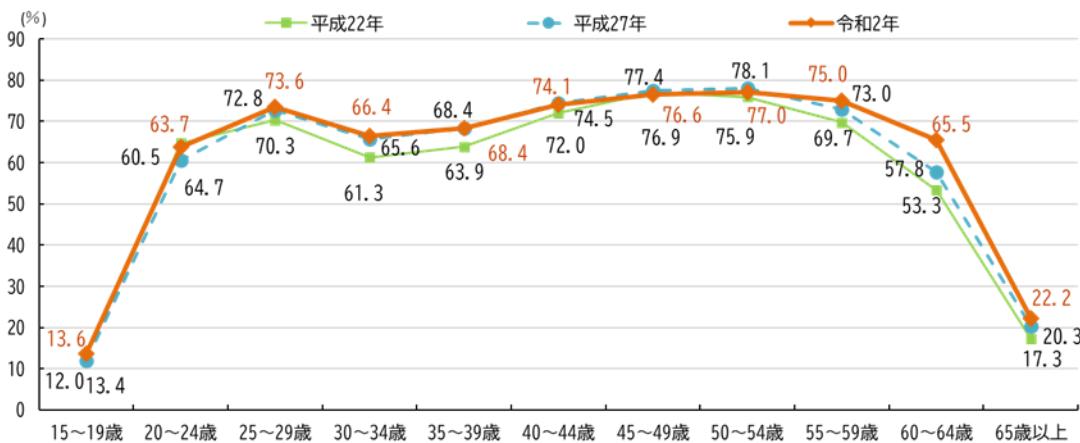
2. 保護者の就労の状況

①女性の年齢階級別就業率

【全国・長野県との比較】



【松本市の経年変化】

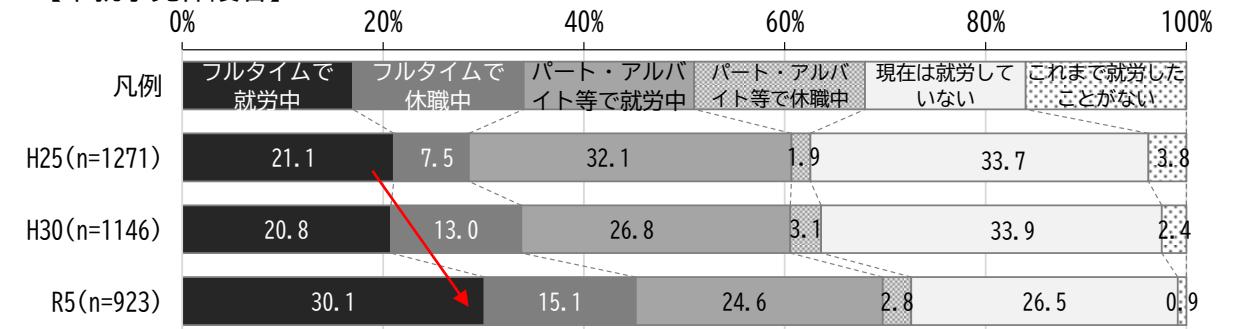


出典：総務省「国勢調査」

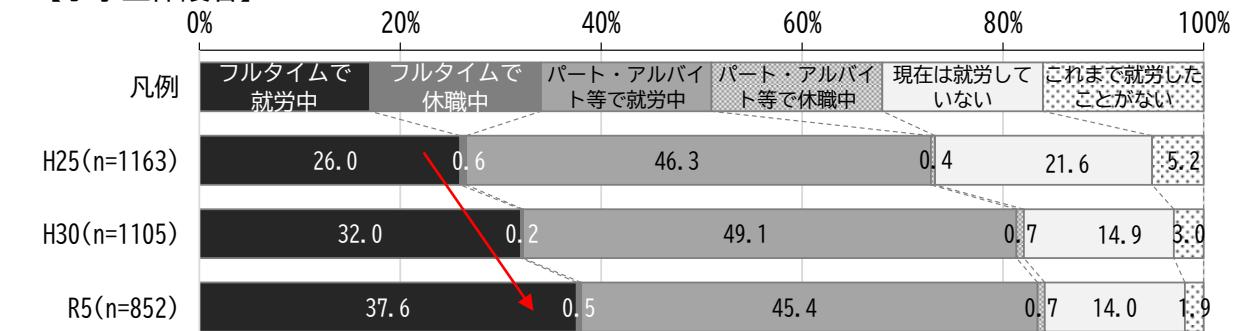
- 女性の就業率は全国平均よりも高いが、長野県全体よりは低い
- 子育てをする女性が多くなる30歳代前半で就業率が下がるいわゆるM字カーブの谷の傾斜が全国・県よりも大きくなっている
- ただし、平成22年、平成27年と比べると、令和2年の30代前半の就業率は66.4%で最も高くなっており、就業率は増加傾向と考えられる

②母親の就労状況（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

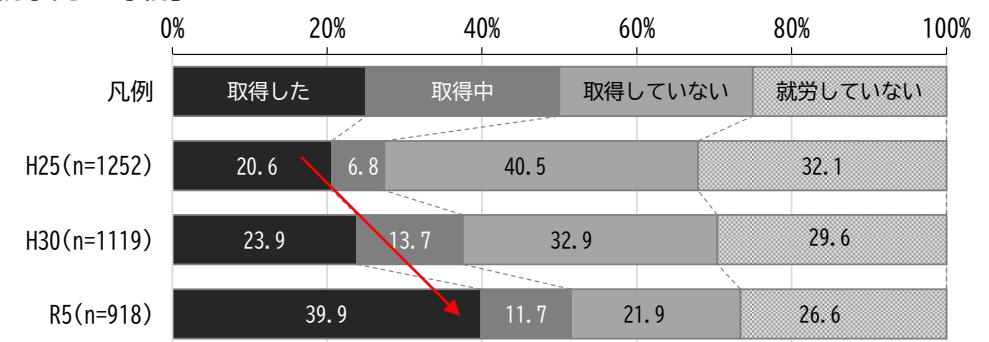


出典：松本市「子育てに関する調査」

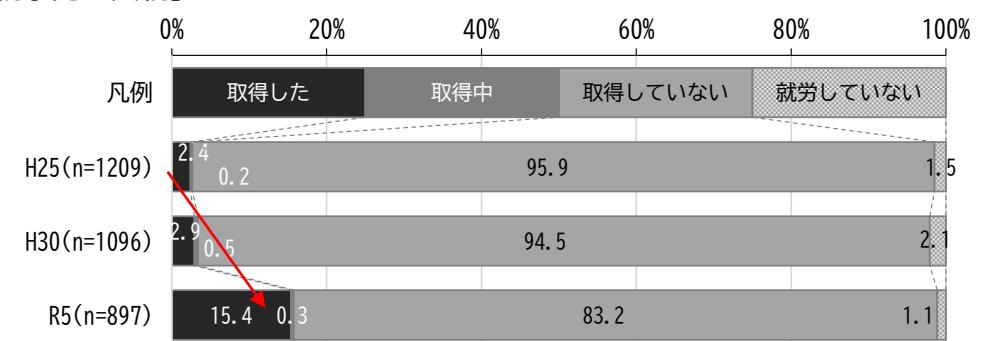
- 未就学児・小学生の保護者ともフルタイム就労の割合が増加している

③育休の取得状況（アンケート調査より）

【未就学児の母親】



【未就学児の父親】

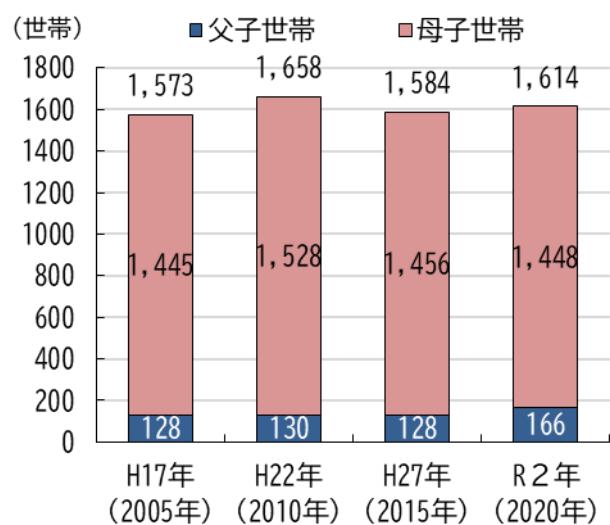


出典：松本市「子育てに関する調査」

- 今回調査で母親・父親とも育休の取得率が大きく増加した

3. 要支援・要保護児童等の状況

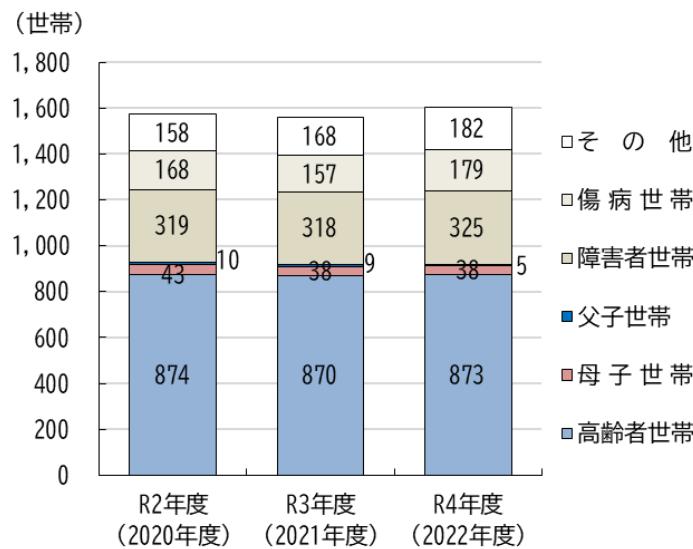
①ひとり親世帯数の推移



出典:松本市の統計

➤ ひとり親世帯が1,600世帯超。うち、9割近くが母子世帯となっている

②生活保護の受給世帯数



出典:松本市の統計

➤ 生活保護の受給世帯のうち、母子世帯は40世帯前後で推移している

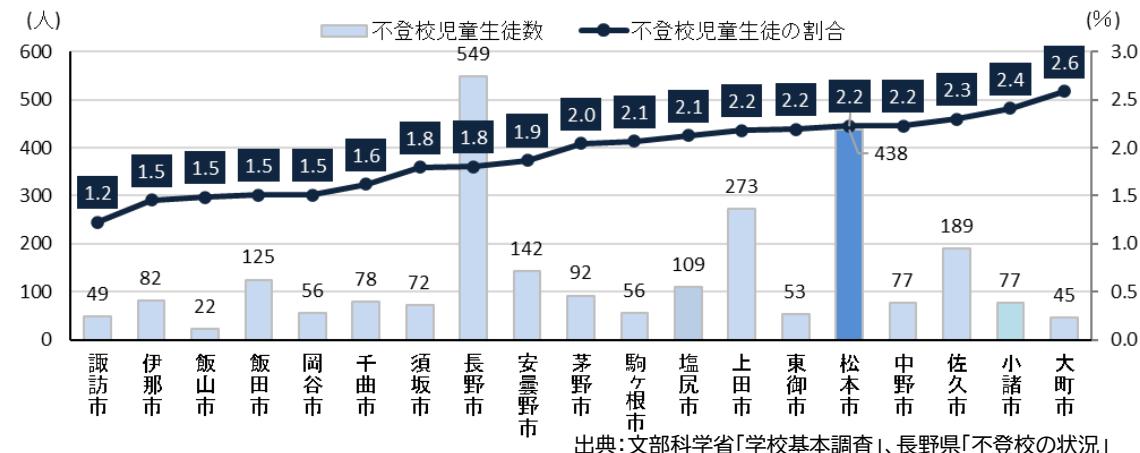
④不登校児童・生徒数の変化

【経年推移】



➤ 不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、割合は全児童・生徒数の2.2%
➤ 不登校児童・生徒の割合を県内19市と比較すると、松本市は5番目に高い

【県内19市の比較(2018年度)】

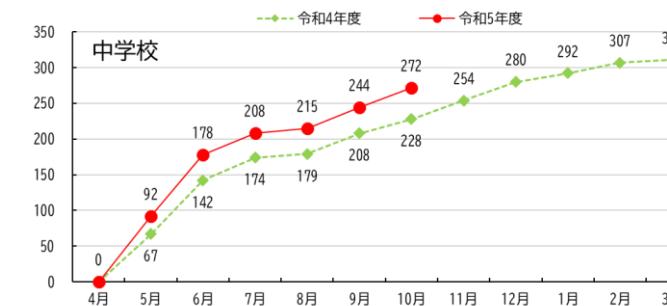


出典:文部科学省「学校基本調査」、長野県「不登校の状況」

【累計30日以上欠席している児童・生徒数】

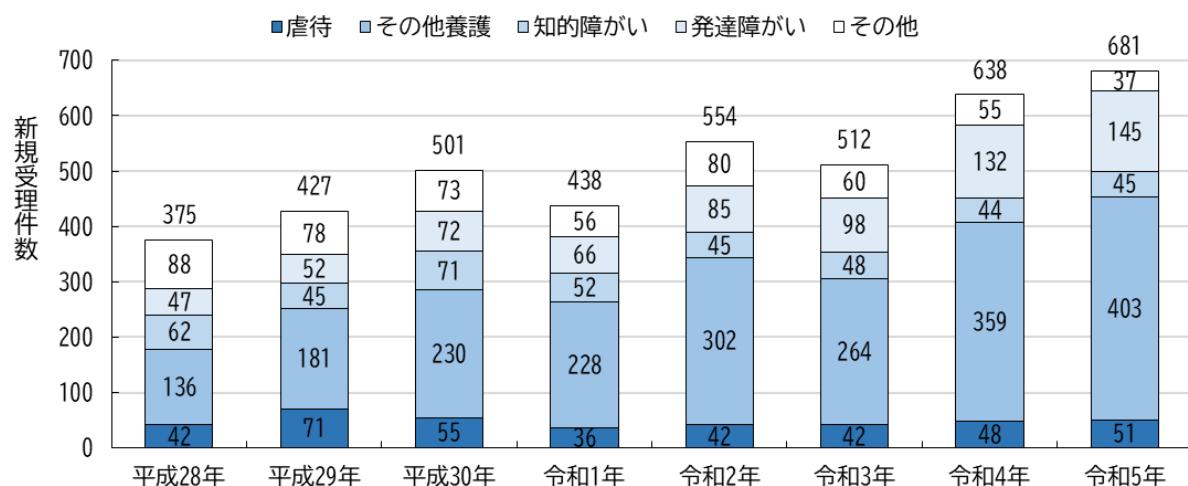


➤ 最新の不登校の状況を見ると、令和5年度(10月まで)は令和4年度を上回って推移している



出典:松本市教育委員会資料

③松本市子ども家庭総合支援拠点における家庭児童相談新規受理件数



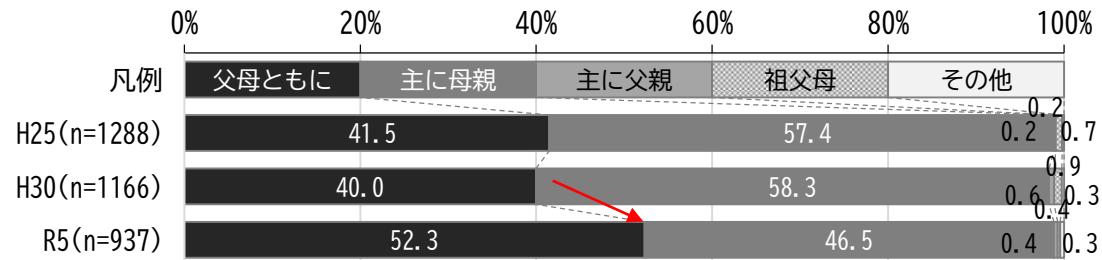
出典:松本市要保護児童対策地域協議会資料

➤ 相談件数は増加傾向にあり、令和5年は681件と過去最高となっている
➤ うち、虐待に関するものは51件。また、発達障がいに関する相談が増えている

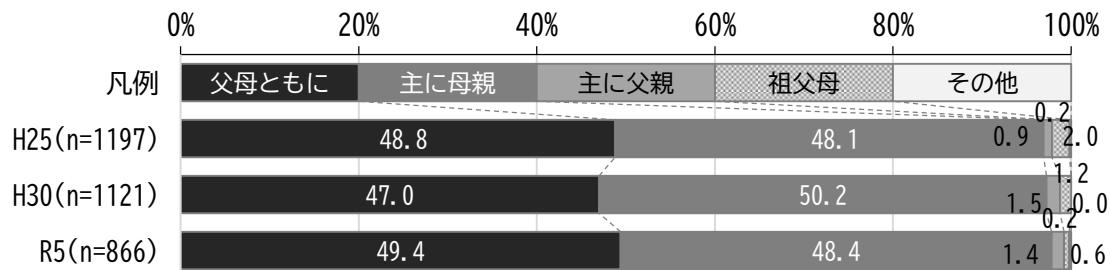
4. 子育ての環境

①子育てを主に行っている人（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

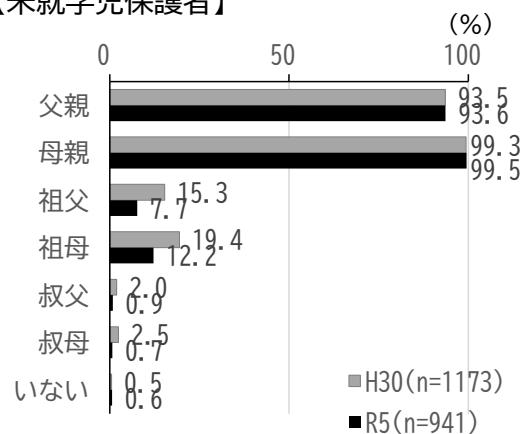


出典：松本市「子育てに関する調査」

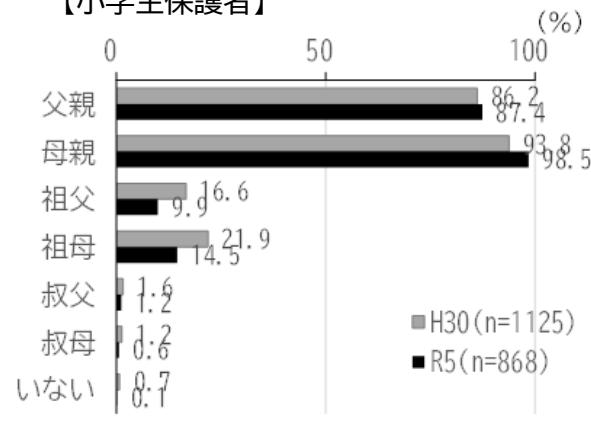
➤ 未就学児の家庭において、「父母ともに子育てを行っている」が5割を超えており、今回調査で大きく増加している

②同居している人（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



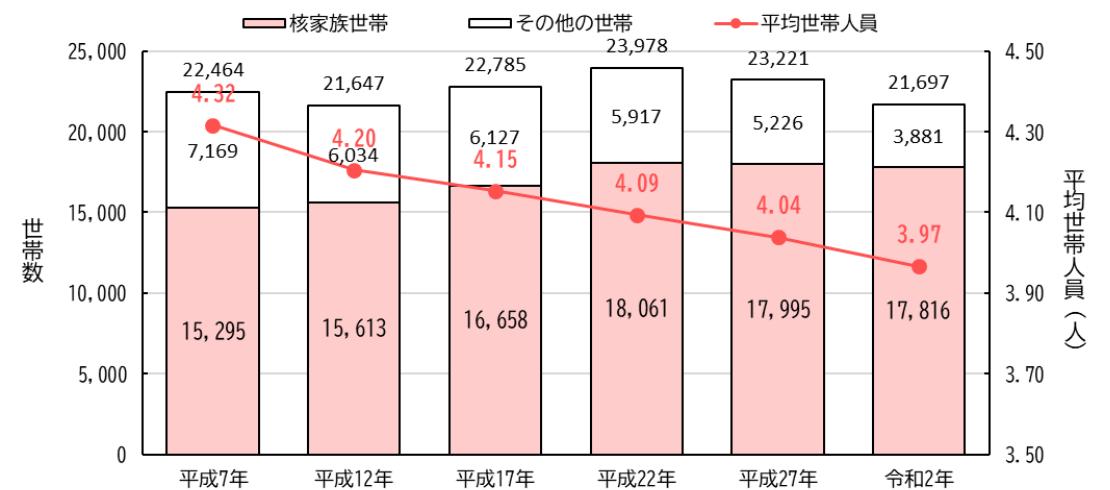
【小学生保護者】



出典：松本市「子育てに関する調査」

➤ 未就学児、小学生ともに、祖父母と同居している世帯の割合が減少している

③18歳未満の子どもがいる世帯の推移

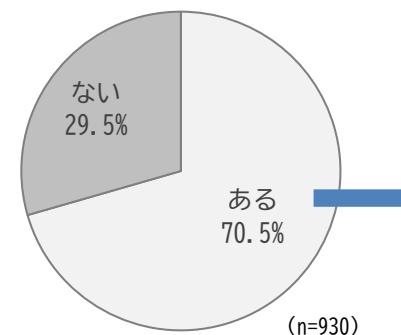


出典：総務省「国勢調査」

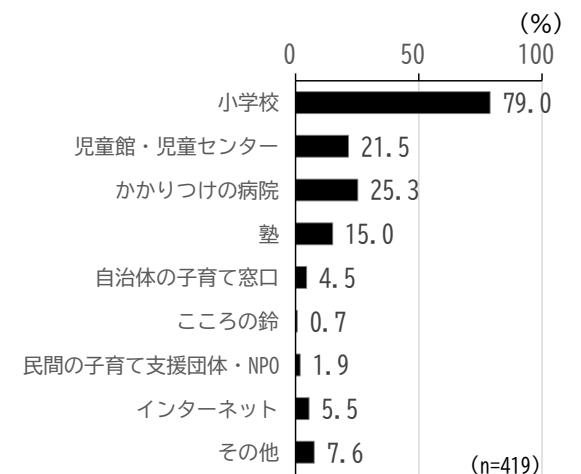
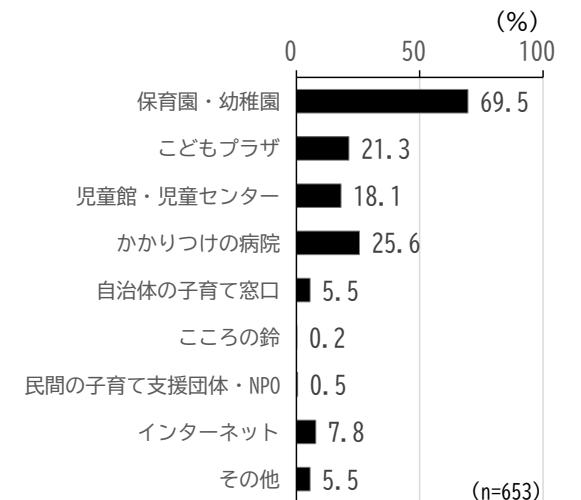
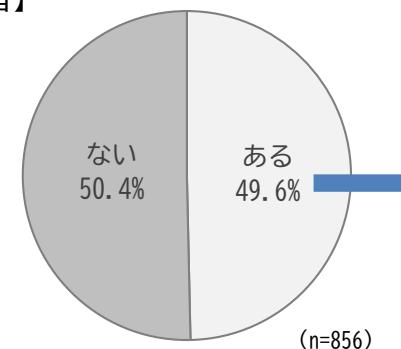
➤ 18歳未満の子どもがいる世帯数は平成27年以降減少している
 ➤ 18歳未満の子どもがいる世帯数のうち、核家族世帯が多くを占めており、3世代同居などを含むその他の世帯数は令和2年に大きく減少している
 ➤ 平均世帯人数は減少傾向にあり、令和2年は4人を下回っている

④子育ての相談先（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】



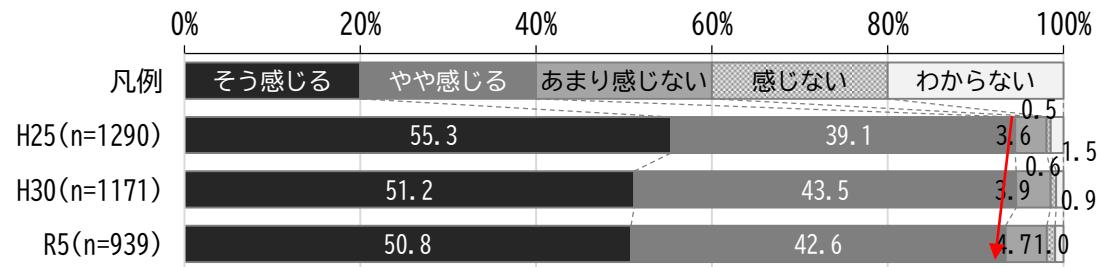
出典：松本市「子育てに関する調査」

➤ 未就学児保護者の約3割、小学生保護者の約5割が相談先が「ない」と回答

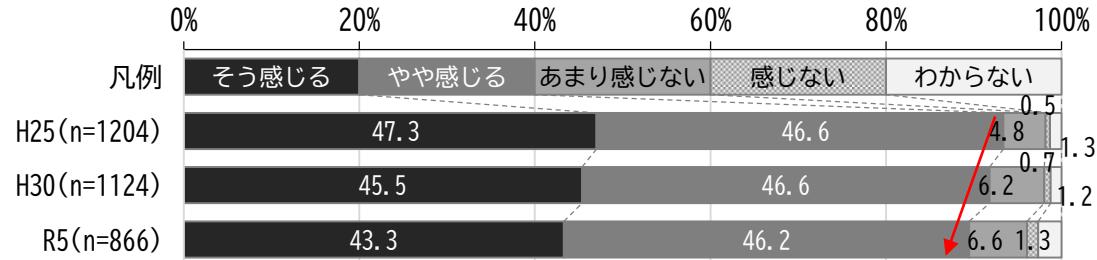
5. 子育てについての意識

①子育てを楽しんでいるか（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

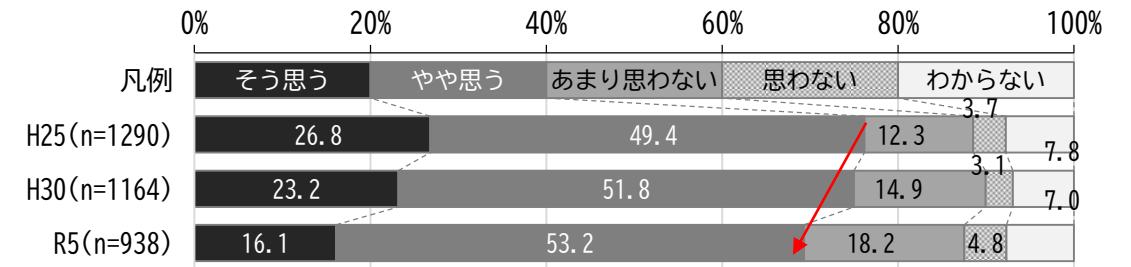


出典：松本市「子育てに関する調査」

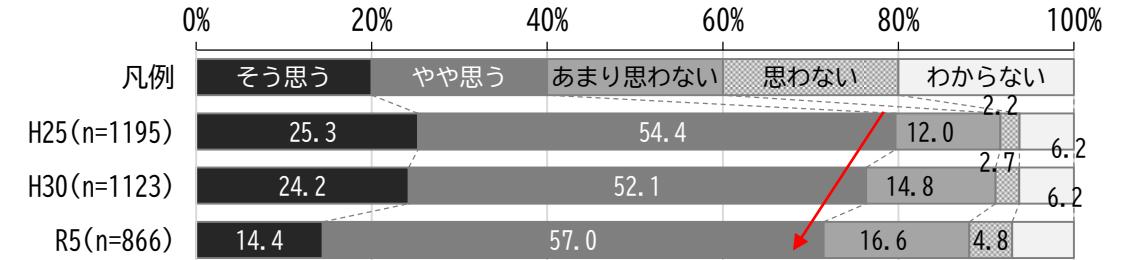
➤ ほとんどの世帯で子育てを楽しんでいるが、「あまり感じない」「感じない」の割合が微増している

③松本市は子育てしやすいまちだと思うか（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】



出典：松本市「子育てに関する調査」

➤ 松本市が子育てしやすいまちだと思う人の割合は過去2回の調査に比べ減少しており、「思わない」と回答した保護者の割合が少しずつ増えてきている

【ネガティブな回答をした層の分析】

- 「子育てを楽しんでいる」、「子育てをする上で悩み・不安・負担感がある」、「松本市は子育てしやすいまちだと思う」の各設問でネガティブな回答をした層が重なる傾向にある。
- それらの層では、下図のように、全体の結果に比べ「相談できる人」「相談できる場所」がないと回答している割合が高い傾向がみられる。

【未就学児保護者】

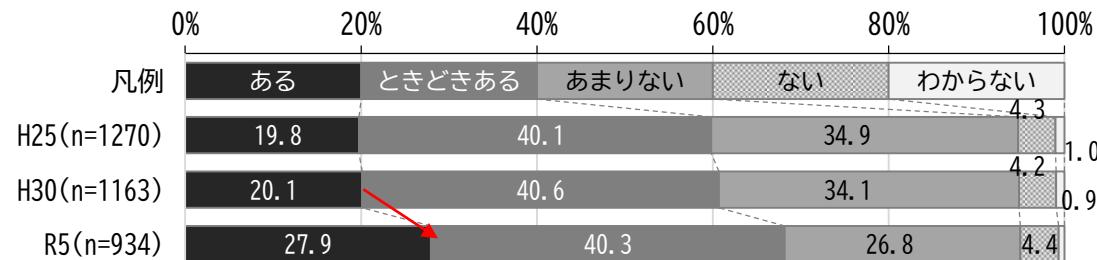


【小学生保護者】

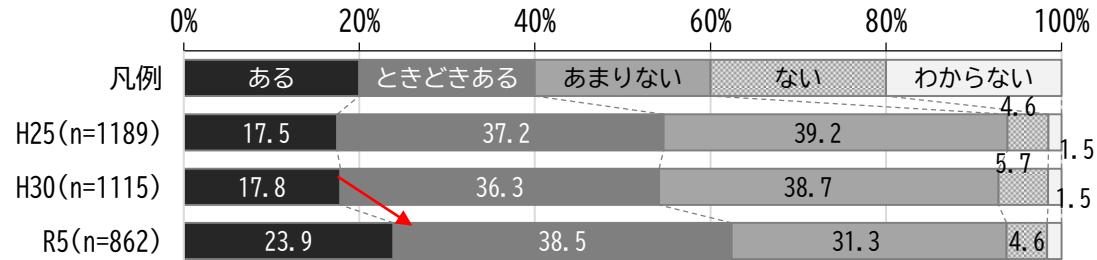


②子育てをする上での悩み・不安・負担感の有無（アンケート調査より）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】



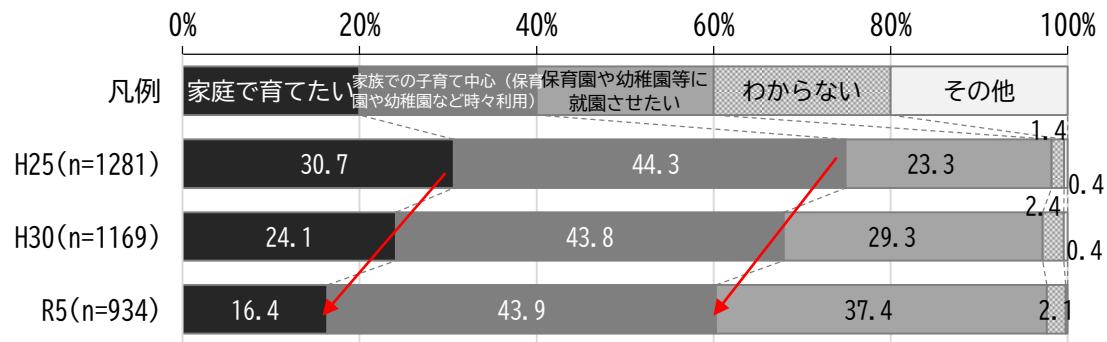
出典：松本市「子育てに関する調査」

➤ 子育ての悩みや不安・負担感があると回答した保護者の割合は、未就学児・小学生ともに、過去2回の調査に比べ増加している

6. 保育の考え方・ニーズ

①3歳までの望ましい子育て環境（アンケート調査より）

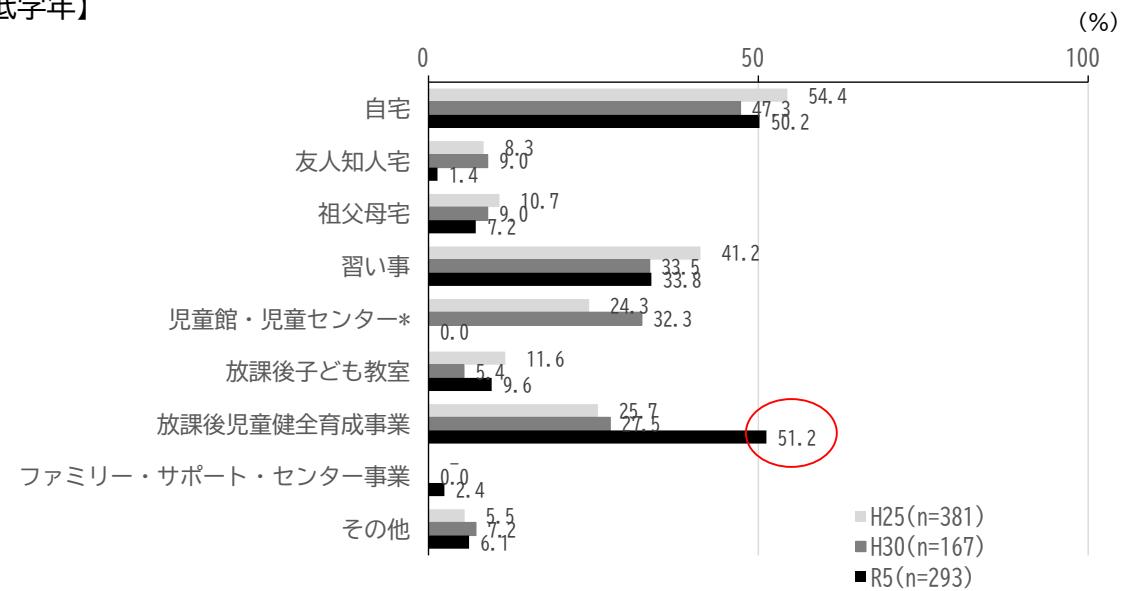
【未就学児保護者】



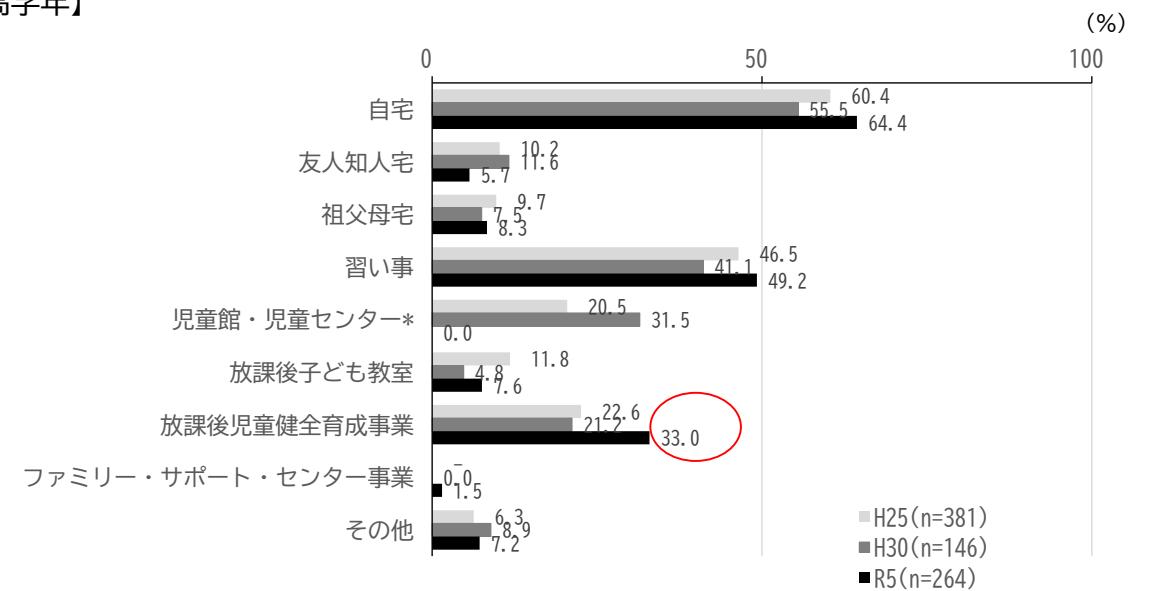
- 3歳まで家庭で育てたいとする未就学児の保護者はこの10年間で半減している
- 逆に「保育園や幼稚園等に就園させたい」と3歳未満での就園を希望する人が大きく増加している

②小学生になってからの放課後の過ごし方の希望<未就学児保護者>（アンケート調査より）

【低学年】



【高学年】

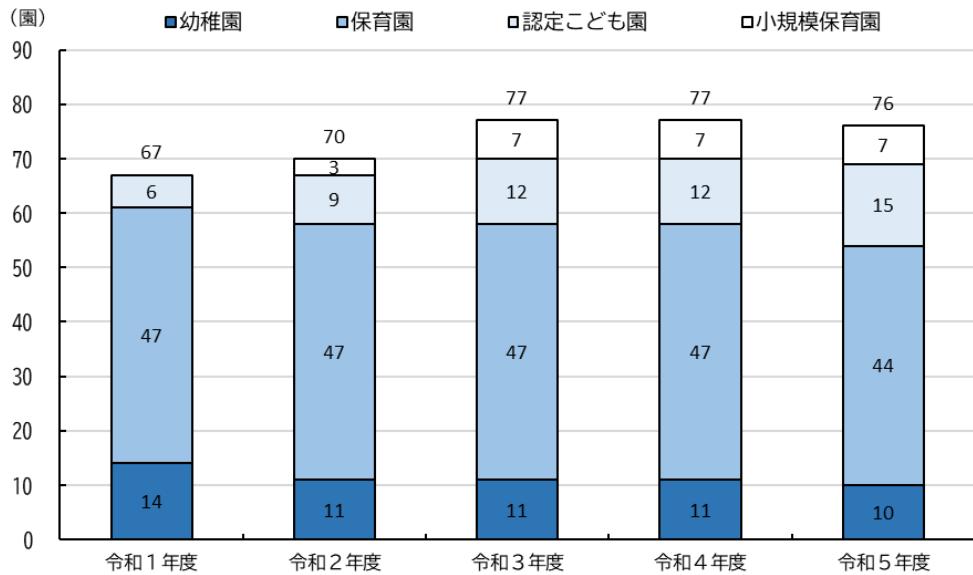


- 小学校での放課後の過ごし方の希望は、放課後児童健全育成事業が大きく伸びており、未就学児が小学生になってからのニーズの増大が予想される

Ⅱ. 子育て支援事業の振り返り

1. 主な子育て支援事業・サービスの利用状況

① 幼児期の学校教育・保育の提供状況(園の数)

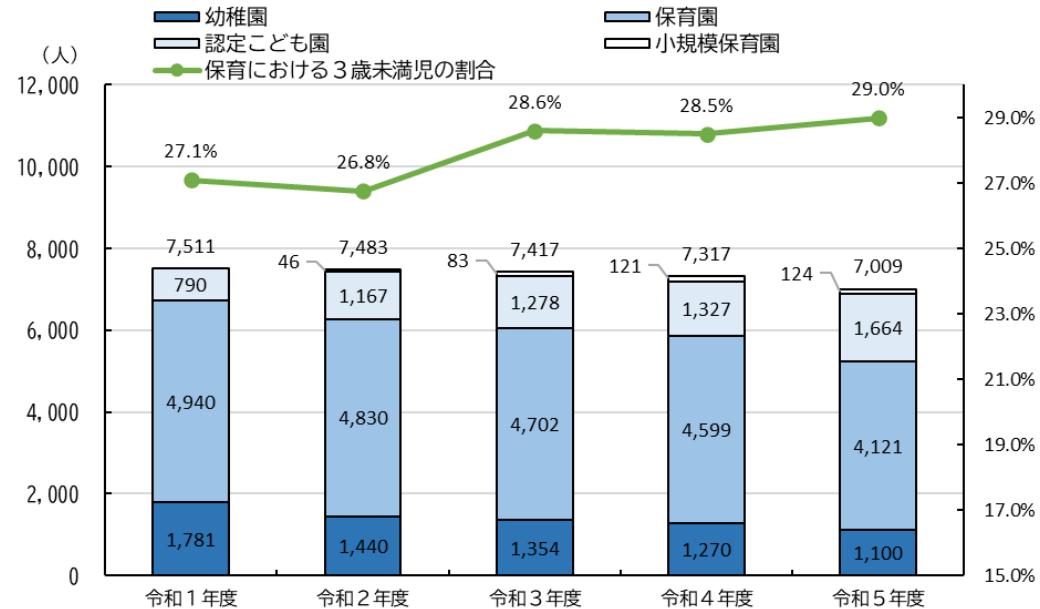


【小規模保育園とは】
子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業の1つとして新たに作られた事業。多様な主体が、多様なスペースを活用して、質の高い保育が提供できることが特徴。
0～2歳児対象、定員19人を上限とし、小規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施しています。

出典：松本市保育課

- 現行計画期間内に認定こども園が9園増となった
- また、増大する3歳未満児の保育ニーズと待機児童に対応するため、地域型保育として小規模保育園の事業者募集を行い、令和2年4月に3園、令和3年4月に4園の計7園の設置を行っている

② 園在籍児童数の推移

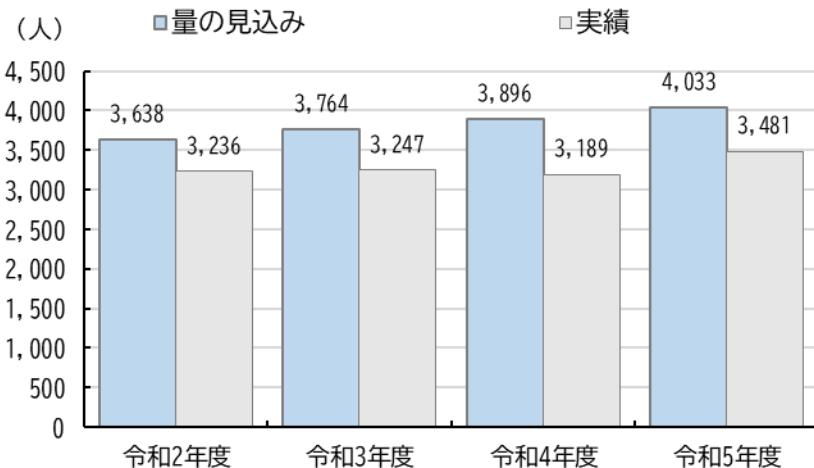


出典：松本市保育課

- 認定こども園と小規模保育園の増加により、両施設の在籍児童数が増えている
- 在籍児童全体に占める3歳未満児の割合は増加している（R5年度末の3歳未満児在籍数 1,614人：保育園1,132人／こども園350人／小規模保育園132人）

③ 主な子育て支援サービスの利用実績

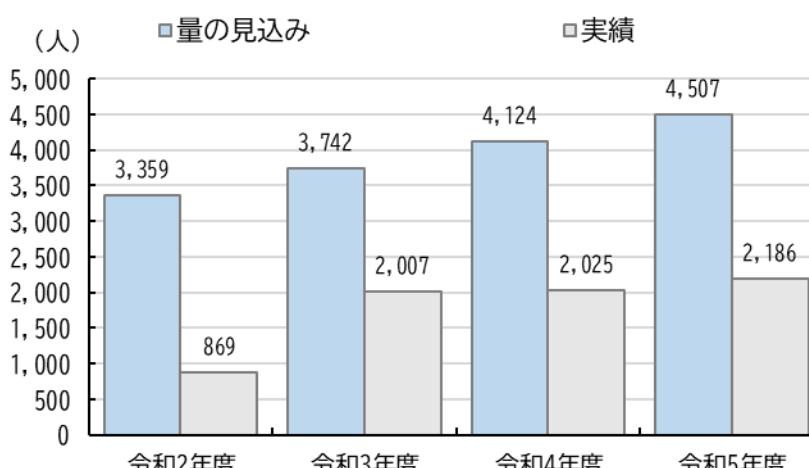
【放課後児童健全育成事業の利用者数】



出典：松本市こども育成課

- コロナの影響で休館や利用中止日があり、見込みを実績が下回った
- また、コロナ禍で登録者が減少し、想定ほどの利用がなかった

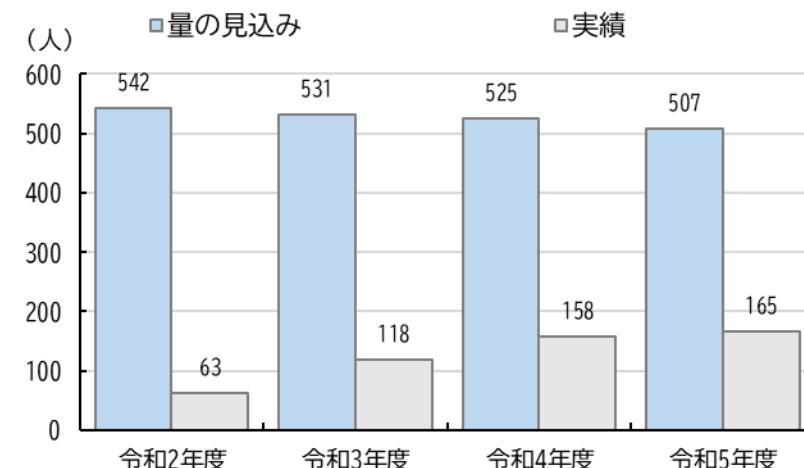
【病児・病後児保育の利用者数】



出典：松本市こども育成課

- 施設職員のコロナ感染により施設を休止した期間があったり、保護者の預け控えが続き、大きく見込みを下回った

【子育て短期支援事業の利用者数】



出典：松本市こども福祉課

- コロナ禍では受け入れ制限を行った
- ニーズ量と第1期の利用実績、既存施設で対応できる規模等から見込み量を算出したが、施設が2箇所のみで、周辺市町村からも受け入れているため、希望しても受けられない事例も多く、別サービスを提案することも少なくない。結果として量の見込みを大きく下回った

2. 現行計画の施策・事業評価

①事業の進捗評価の結果

現行計画の評価	事業数
A:実現できた	17
B:概ね実現できた	6
C:取り組んでいる部分もあるが、実現できなかった	1
D:実現できなかった	0
E:未実施等で評価できない	0

- 担当課ごとに評価してもらった結果、事業の目的「実現できた」とする評価が17件、「概ね実現できた」が6件で多くの事業が予定通り実施できている
- 「3歳未満児の保育の確保」のみ、C評価(取り組んでいる部分もあるが、実現できなかった)となり、高まる未満児保育ニーズに提供・確保体制が追い付いておらず、待機児童が引き続き発生している課題が明らかとなっている

②未達成事業の状況

基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

■3号認定保育の確保(認定こども園、保育所、地域型保育) :対象年齢3歳未満児

●未達成の背景

- 少子化などにより、就学前の子どもの人数は減少しているが、女性の社会進出やライフスタイルの変化から3歳未満児の入園率が増加しているため、**数年前と比較すると3歳未満児の園児数は増加している。**
- 一方で、保育士の確保状況は、厳しい状況におかれている。処遇改善やICTシステム導入による環境整備などを通して、保育士確保に努めているが、**ニーズ量に見合う保育士を確保できていない状況であり、待機児童が継続して発生している。**

●課題

- 遅くも令和7年4月までには、**3歳未満児保育料の一部無償化に取り組み、また、令和8年度からは、「誰でも通園制度」が開始されることから、今後の保育需要はさらに高まることが予想される。**
- 待機児童の解消と同時に、保育料無償化や誰でも通園制度の導入時に、**安定したサービスの提供が実施できるよう、これまで以上に多くの保育士を確保する必要がある。**

③その他の主な施策・事業実施における課題(抜粋)

基本目標	施策・事業名	主な課題
基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実	利用者支援事業	• 令和6年度に設置されたこども家庭センターの母子保健機能の役割として、児童福祉機能と連携し、一体的な支援ができる体制を強化していく必要がある。
	養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	• 子育て世帯が抱える課題等が複雑化多様化してきているため養育支援訪問のみでは全てに対応することは困難である。それぞれの機関が持つ専門性と連携し支援を行っていく必要がある。
	一時預かり事業	• 保育園(認定こども園の保育園部分を含む。)の一時預かりは電子申請を導入したことで、多くのキャンセル待ちが発生している。 • 保育園の入園要件に至らないが、就労や就学、入院など、自宅で子どもを保育できない家庭への重要なサービスであるため、引き続き 保育士の確保に取り組む必要がある。
	放課後児童健全育成事業	• 施設の老朽化及び児童が増え手狭になっているため、計画的な改修が必要となる。 • 猛暑対策としての遊戯室へのエアコン設置及びトイレの洋式化を合わせて実施する。
基本目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を実現する環境づくりの推進	雇用・労働に関する法律、制度等の周知啓発事業	• 働き方改革関連法などを受けて、日本の雇用の7割を担う 中小企業・小規模事業者 における、働き方改革の実施が不十分なため、さらなる 制度周知が必要。 • 健康経営についても、十分な取組みには至っていない企業もあるため、 健康経営の推進に向けた更なる周知が必要。
	仕事と家庭の両立促進事業	• 子育てしながら就労している人が増加するなか、 仕事と家庭の両立支援やライフステージに合わせた働き方が可能となる就業環境づくりをさらに進める ことが必要。 • 事業主、企業の人事・労務担当者、一般勤労者、市民など、 より多くの方々がワーク・ライフ・バランスについて理解を深め、実践につなげていくことが重要。

Ⅲ. 課題のまとめ

1. 必要な保育の確保と提供体制の整備

- ◆ 少子化が進み、子どもの数が減少する傾向に変わりはないが、就労意向を持つ保護者や3歳未満でも就園させたいと考える保護者は増えており、保育ニーズに対応する保育量を提供する必要がある。
- ◆ 特に3歳未満児の保育や一時保育で現時点で待機児童が発生しているため、3号認定事業拡大の検討が必要である。
- ◆ しかし、保育士の確保が大きな課題となっており、処遇改善など労働環境の整備を進めているものの、ニーズ量に見合う保育士の確保が困難な状況である。

2. 福祉部門や専門機関との連携の強化

- ◆ 令和6年度、こども家庭センターが設置され、母子保健機能と児童福祉機能の連携による一体的な支援体制の強化が求められている。
- ◆ こどもをめぐる問題は多様化・複雑化しており、専門機関との連携や横断的な対応が一層重要となる。

3. 就労と子育ての両立支援の強化

- ◆ 子育てに関するアンケート調査から、母親のフルタイム就労が進んでいることがわかり、働きながら子育てする人が今後増えることが予想される。子どもを預かる時間の延長や企業内保育など保育サービスのさらなる充実が求められる。
- ◆ 小学生の放課後児童健全育成事業のニーズが増加しており、小学生の放課後の居場所づくりの強化が求められる。

4. 安心して子育てできる環境づくりの強化

- ◆ 父母共に子育てに主体的に参加する世帯の割合が増え、父親の育児休暇取得率も増えており(母親によるワンオペ育児が解消しつつある)、ここ5年で当事者の子育て意識が変わったことがアンケートからうかがえる。
- ◆ しかしながら、父親の育児休暇取得率は未だ15%のため、職場環境の改善、働き方の是正など、中小企業・小規模事業者に対し、更なる働き方改革の制度周知が必要である。
- ◆ 一方、核家族化は進行し、祖父母との同居割合は減少している。また、子育てに不安を抱える人は多く、日常的に相談できる場所や、緊急時などの預け先のニーズは増大すると考えられるため、体制づくりが重要である。
- ◆ 子育てにネガティブな意識を持っている層が微増傾向にあり、こうした層では相談できる人・場所を持たない人が多いため、相談場所のさらなる充実と周知が求められる。